

## 海外 MICE 見本市 東京ブース共同出展者の募集について (AIME)

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）では、海外各国・地域から東京への MICE 誘致推進のため、海外の MICE 見本市に出展します。この度、2 月に開催予定の AIME における共同出展者の募集を行いますので、ご検討いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 1. 対象見本市及び東京ブース概要

	オーストラリア（今回募集）	アメリカ（募集終了）	スペイン（募集終了）
名称	AIME	IMEX America	IBTM World
日程	令和 5 年 2 月 13 日-15 日 (3 日間)	令和 4 年 10 月 11 日-13 日 (3 日間)	令和 4 年 11 月 29 日-12 月 1 日 (3 日間)
会場	The Melbourne Convention & Exhibition Centre	Mandalay Bay	Fira Barcelona Gran Via
Web サイト	<a href="https://aime.com.au/">https://aime.com.au/</a>	<a href="https://www.imexamerica.com/">https://www.imexamerica.com/</a>	<a href="https://www.ibtmworld.com/">https://www.ibtmworld.com/</a>
出展面積	約 108 m <sup>2</sup> 程度	約 120 m <sup>2</sup> 程度	約 120 m <sup>2</sup> 程度
来場者数	2,500 人 (2019 年実績)	13,500 人 (2019 年実績)	15,000 人 (2019 年実績)
特色	豪州・ニュージーランドを中心に世界からバイヤーが参加するアジア太平洋地域最大級の見本市	バイヤーは北米市場が中心となり、北米エリア最大級の見本市	バイヤーは欧米市場が中心となり、多くの企業等のトップ経営者・決定者層が来場
共同出展社数	10 社程度	10 社程度	10 社程度
備考	<b>※募集対象</b>	※今年度の募集は終了しました	※今年度の募集は終了しました

※東京ブースの設営や事務局業務等、財団の業務の一部については、財団の委託事業者によって提供される旨、予めご了承ください。

### 2. 共同出展のメリット

#### (1) 出展にかかる負担の軽減

見本市への出展料及び小間装飾費用を財団が負担します。また、出展ブースの設計等に伴う、主催者

との調整等も財団及び財団委託事業者が行いますので、単独出展を行うよりも、費用及び手間の負担が大幅に軽減されます。 ※ 費用の詳細は、「3 共同出展料」をご確認ください。

## **(2) 市場回復期における、MICE 誘致の絶好の PR 機会の提供**

新型コロナウイルス感染症からの市場回復期において、現地を訪問し、世界各国のバイヤーと直接面会することは、バイヤー・セラー間の信頼関係の醸成に繋がると共に、MICE 誘致において絶好の PR 機会と言えます。また、共同出展としてブースを設置することで、来場者の関心を引くことができます。

## **(3) 「ALL TOKYO」としての効果的な PR**

統一的なブースデザインで集客率の向上と効果的な P R が期待できます。また、共同出展者同士の関係も深まり、「ALL TOKYO」としての一体感の強化及び連携した取組みに繋がります。

### **3. 共同出展料**

#### **(1) 財団負担経費**

- ① 見本市への出展料
- ② 小間装飾費用

※上記は財団で負担するため、共同出展者へのご負担はございません。

#### **(2) 共同出展者負担費用**

- ① 見本市において独自で必要となる展示品・備品・パンフ等
- ② 現地への渡航費、宿泊費、食費、交通費、PCR 検査等出入国に関連する経費、滞在中にコロナウイルス等に感染した場合の宿泊経費及び海外旅行傷害保険料等
- ③ その他、航空券、現地宿泊先等の手続きに係る費用等

※上記は共同出展者側でご負担いただく経費となります。

### **4. 出展目的・事業内容等**

#### **(1) ブース仕様**

「1. 見本市概要」参照

#### **(2) 出展目的**

- ① 世界的に主要な MICE 見本市において、都内事業者やビジネスイベント先進エリア等団体との共同出展を通じた官民連携による「ALL TOKYO」でのプロモーションを展開することにより、MICE 開催都市としての東京のプレゼンス強化を図る
- ② ウィズコロナにおける各事業者の新たな取組等を紹介することにより、東京が安全・安心な MICE 開催都市であることを P R する

#### **(3) 事業内容**

財団と共同で、海外で開催される MICE 見本市へ出展し、現地にてバイヤーとの商談等を実施

※商談アポイントメントは各自で登録・ご調整頂きます。

## 5. 共同出展者募集要件

共同出展者の要件：次の（１）～（７）に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 海外からの MICE 誘致・開催に携わる都内の事業者等（ホテル、会議施設、DMC、イベント会社、エリアマネジメント団体等）であること。
- (2) 見本市の会期中、自社の事業内容の説明・商談ができるスタッフを 1 名以上、参加者負担で派遣できること。
- (3) 今後海外からの問い合わせ等に対応できること。
- (4) 本募集案内に記載の全ての事項を理解し、同意していること。
- (5) 事前開催する出展者会議（共同出展者相互の共同出展意識を統一する等を目的とするもの）に参加が可能であること（日時は共同出展者決定後に決定）。
- (6) 見本市終了後、商談実績（商談件数、成約案件の詳細）・成果等を財団へ報告できること。
- (7) 暴力団[東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう]に該当せず、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。また、遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。

## 6. 共同出展者及び参加する見本市の決定について

### <共同出展者の決定について>

- (1) 添付の出展申込書及びプロフィールシートをご提出いただき、財団にて協議のうえ、出展目的・募集要件と照らし合わせ、決定いたします。

### <その他>

- (1) 出展可否については、後日応募者全員に財団よりご連絡いたします。
- (2) 見本市で行うイベント等の内容によっては、財団事務局から共同出展者へ、来訪者への景品等の協賛をお願いさせて頂く場合がございます。詳細については、共同出展者決定後、別途ご連絡させて頂きます。
- (3) 今回募集している見本市が年度内に延期又は移転された場合、財団の判断により、延期後又は移転後の同見本市にそのままお申込を移行させて頂くことがあります。その場合、原則としてお申込の諸条件は維持されますが、詳細は延期・移転の際に併せてご案内させて頂きます。

## 7. 注意事項

### (1) 東京ブースについて

- ① 東京ブースの設営や事務局業務等、財団の業務の一部については、財団の委託業者によっ

て提供される旨、予めご承知ください。

- ② ブースのレイアウト・デザイン・コンセプト等、ブースに係る体裁や仕様等一切については、財団にご一任いただきますので予めご了承ください。
- ③ スペースの都合上、参加者数は1社(団体)あたり2名までとさせていただきます。
- ④ ブース内感染症対策については、各見本市及び各施設による新型コロナウイルス感染症のガイドラインに則って感染症対策を実施します。
- ⑤ 共同出展者は配置決定小間内の全部又は一部を第三者に転売、売買、交換又は譲渡することはできません。

## (2) 共同出展者の各種手配等

- ① 昨今の世界情勢を鑑み、見本市開催域内に所在する貴機関・団体の拠点からのご参加等も併せてご検討ください。
- ② **移動、宿泊に係る渡航経費、PCR 検査等出入国に関連する経費、滞在中に感染した場合の宿泊経費等は共同出展者のご負担**となります。主催者による見本市の中止や出入国規制が強化され、東京ブースの出展を見合わせざるを得なくなった場合等、ご手配済のフライトやホテル代等につきキャンセルチャージが発生しても財団は負担致しかねます。
- ③ 出入国手続きや、移動、宿泊に係る手配関係は各自でご準備ください。海外渡航や開催国への入国に支障があった場合でも、財団では一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

## (3) 損害賠償及びキャンセル料等

- ① 共同出展者決定後のキャンセルは、原則不可とさせていただきます。共同出展決定後、共同出展者の都合により出展を取り消した場合、共同出展者はそれにより生じた一切の損害について責任を負うものとします。
- ② 手続きの不備により、開催国へ入国が出来ず出展不可となった場合等、共同出展者都合によるキャンセルがあった場合には、それまでに発生した作業に係る実費のご負担をお願いする場合がございます。予めご了承ください。
- ③ 財団及び本事業の財団委託事業者は、共同出展者のPR用製品及び資材等の盗難、紛失、火災、破損や、共同出展者が展示会会場を使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失又は損害についてその責任を負わないものとします。
- ④ 共同出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備もしくは会場等の建造物又は人身等に対する一切の損害について、責任を負うものとします。
- ⑤ 財団は、展示会主催者による会期の変更・開催の中止及び天災、現地治安情勢、その他特別な事情により、財団が本事業を中止したことにより生じた共同出展者及び関係者の損失及び損害は補償しません。

#### (4) その他

- ① 財団及び財団が指定した業務委託先が記録のために撮影した写真等は、本事業の報告及び広報目的に使用することがあります。
- ② 今後新型コロナウイルス感染症及び社会情勢の状況変化等により変更が生じる可能性がございますので、予めご承知おきください。
- ③ その他、本稿に定めのない事項及び本稿の解釈に疑義が生じた場合は、出展者と財団との協議により決定することとします。

#### 8. 開催国及び出入国に係る手続きについて

開催国情報及び日本出入国に係る手続きに関しては、以下のサイト等をご参照の上、共同出展者ご自身にてご確認をお願いいたします。海外渡航に支障があった場合でも、財団では一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

- 在オーストラリア日本国大使館

[https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consulate.html](https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate.html)

- 厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

#### 9. お申込み・お問合せ

別紙出展申込書・プロフィールシートを電子データ（Word 形式）にて下記ご提出先までご提出ください。なお、応募が定員に達した場合には、締め切り前に募集を締め切らせて頂きます。

- ご提出先・お問合せ：東京観光財団コンベンション事業部（担当：橋岡、阿部、藤田）

Email: [naraoka@tcvb.or.jp](mailto:naraoka@tcvb.or.jp), [n.abe@tcvb.or.jp](mailto:n.abe@tcvb.or.jp), [fujita@tcvb.or.jp](mailto:fujita@tcvb.or.jp)